

日本経営システム学会 委員会細則

(目 的)

第1条 本細則は日本経営システム学会の委員会の設置について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本学会には、会則第27条に定める以下の会務を行う委員会を常設する。

- (1) 総務委員会：理事会、総会などの会議の記録の保管及び本会の運営を円滑にするために行う会務
 - (2) 規定委員会：規定類の整備を行う会務
 - (3) 財務委員会：学会運営のための予算・決算その他を立案し諮問する会務
 - (4) 組織委員会：会員の入退会、名簿作成などの会員へのサービス、新会員獲得のための会務、及び支部の運営支援に関する会務
 - (5) 研究委員会：研究部会等の研究活動を促進するための企画援助に関する会務
 - (6) 広報委員会：JAMS ニュースの編集発行及び本学会に関する外部向けの啓発、普及活動に関する会務
 - (7) 学会誌編集委員会：学会誌の編集及び刊行物に関する会務
 - (8) IJAMS 編集委員会：IJAMS の編集及び刊行物に関する会務
 - (9) 大会委員会：研究発表大会及び大会に関連する各種行事の基本方針とその行事の企画、大会実行委員会の編成に関する会務
 - (10) 渉外委員会：国内外における関係学協会等との交流を行う会務
 - (11) 表彰委員会：学会賞・論文奨励賞・学生研究発表優秀賞等の表彰者選考に関する会務
2. 本学会の事業を円滑に行うため、理事会の議決を経て、必要な委員会を置くことができる。

(委員長)

第3条 各委員会の委員長は原則として被選出常任理事より選任し、充足できない場合は理事会構成員より選任する。

2. 委員長は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 委員長の任期は委嘱後2年目の通常総会までとする。
4. 何らかの理由により委員長の交代が生じた場合の任期は、前任者の任期の満了時までとする。

(委員会の構成)

第4条 各委員会には必要に応じて副委員長を置く。

2. 委員長は正会員の中から副委員長ならびに委員を推薦し、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
3. 副委員長ならびに委員の任期は委嘱後2年目の通常総会までとする。

(委員会運営)

第5条 各委員会は理事会の承認を得て細則または内規等を定め、その運営にあたる。

(活動報告)

第6条 委員会は通常総会にて年間活動計画を提示し、その活動内容は必要に応じて理事会に報告する。過年度の年間活動実績は次年度の通常総会において報告する。

(細則の変更)

第7条 本細則の変更は、理事会において出席者の2分の1以上の承認を得なければならない。

2. 本細則の内容検討、並びに、変更は総務委員会が各委員会の意見を取りまとめ行う。

(施行)

第8条 本規則は平成 7年 5月14日より施行する。

本規則は平成 11年 1月30日改正、施行する。

本規則は平成 19年 8月27日改正、施行する。

本規則は平成 21年 9月 4日改正、施行する。

本細則は平成 25年 12月 7日改正、施行する。

本細則は平成 27年 4月25日改正、施行する。